

平成27年度
第85回我孫子市都市計画審議会
会議録

平成27年11月18日(水)

我孫子市都市部都市計画課

(1)会議の名称	第85回我孫子市都市計画審議会							
(2)開催日時	平成27年11月18日 午前9時30分～午前11時40分							
(3)開催場所	議会棟第一委員会室							
(4)出席又は欠席した委員 その他会議 に出席した 者の氏名(傍 聴人を除く)	委員							
	出	藤井敬宏	欠	鎌田元弘	欠	高山啓子	出	當麻純一
	出	甲斐俊光	出	内田美恵子	出	茅野理	出	阿曾敏夫
	出	北岡聡	出	岡部邦彦	出	成田隆一	出	関勝則
出：出席 欠：欠席	星野市長 事務局（都市部都市計画課） 渡辺部長、吉成課長、森主幹、鈴木主査長、種主任、秋山主事							
(5)議題	諮問事項 （1）我孫子都市計画生産緑地地区の変更について （我孫子市決定） （2）我孫子都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 並びに区域区分の変更について（千葉県決定） 協議事項 我孫子市都市計画審議会運営要領（案）について							
(6)公開・非公開 の別	公開							
(7)傍聴人の数	0名							
(8)会議の内容	次のとおり							

【吉成都市計画課長】皆様、おはようございます。本日は、委員の皆様におかれましては、審議会にご出席いただき、ありがとうございます。

しばらくの間、事前にお送りさせていただいた次第に沿って、私がこの場の進行をさせていただきますので、よろしく願いいたします。最初に、会議の開会にあたり、星野市長よりご挨拶を申し上げます。市長、お願いいたします。

【星野市長】皆様おはようございます。大変お忙しい中に当審議会にご出席いただき誠にありがとうございます。

我孫子市も少しずつ住みやすく感じていただけるようになってきたかなと感じているところですが、皆様ご存じのように、3月の上野東京ラインの開通により、常磐線で我孫子から東京、新橋、品川まで直接乗り入れることができ、成田線からも朝2本、夕方では3本、品川から直接成田線に乗り入れることができ、様々な市民の皆様から評価を得ています。長い距離を相互運転しますと、どこかで何かがあった場合に大きく影響が出てしまうという欠点もありますが、利便性の向上は大きく評価をいただいております。また、これに合わせて春の臨時便として予定されていた踊り子号についても、我孫子駅発下田行きが毎週土日に運行されまして、我孫子だけでなく常磐線から伊豆下田方面へのニーズがあり、予想以上に利用客が多いということで、JR東日本では来年の2月末まで、延長が決まっております。現在、3月以降も延長してもらえるようにJR東日本と交渉しているところですが、やはり、ニーズをきちんと数字で表していただかないということで、市民の皆様にもいろいろとお声かけもさせていただき、また、成田線沿線や常磐線沿線の首長さんにもお声かけをさせていただき、沿線からそういうニーズがあることをこれからも伝えさせていただければと思っております。

また、新木地区につきましても、新木駅の橋上駅舎が非常に目に見えるような形で工事が進んできて、新木駅を利用される方々には大きな関心、そしてまた多くの期待が寄せられております。来年の夏には新しい駅舎が利用できるようになり、来年の末頃には外構も含めて完成するという状況になってまいりました。

また、布佐地区の皆様からは非常に大きな好評を得ております、印西市と共同で行っているふれあいバスの布佐ルートにつきましても、印西まで行って終わってしまうと帰りに帰ってこれないということで、帰りの便を一本増発してほしいという強い要望があって増発したところ、10月から19時くらいには木下から布佐に帰れるため、利用者が非常に増加しており、それに合わせて新たなバスを導入することもできました。

また、都市計画道路の新木駅・布佐南線の開通につきましても、残る約220mについて、今月27日には供用開始ができる見通しとなりました。布佐地区の皆様には大きな関心事でありましたけれども、これで布佐駅南口から356バイパスまでスムーズにアクセスができるようになりました。

また、我孫子の最大の魅力であります、手賀沼につきましてもエコマラソンやJBF等

で多くの方々が我孫子に訪れて来るようになりましたが、これに合わせて、皆様ご存じのように、7月1日から水の館、そして手賀沼親水広場が我孫子市のものになり、今、水の館の再整備について最後の詰めを行っております。来年度は改修工事を経て、新たにリニューアルオープンできるように整備を進めております。そしてこれに合わせて、さくらプロジェクトを今立ち上げておまして、手賀沼遊歩道にもっと桜を植樹し、来年にはライトアップをして夜桜を楽しめるように準備を進めております。手賀沼の魅力をあげていながら、多くの皆様に手賀沼周辺で楽しんでもらえるように、さくらプロジェクトについては3年計画で少しずつ手賀沼公園から水の館、親水広場のあたりまで、桜で賑わえるようにと考えております。市民の皆様、あるいは商工会の有志の皆様にも寄付をいただきながら、今年度については、手賀沼公園と親水広場に36本植え、市内の他の場所にも桜を少しずつ増やしていこうという予定をさせていただいております。

やはり市の魅力をあげていくためには、交通の利便性の向上、そして賑わいづくりの拠点が必要となってくると思っております。何度でも我孫子に来ていただいて、我孫子の良さを知っていただき、我孫子に引っ越してこようかと多くの人たちに関心を持っていただければ、そしてまた、我孫子に住んでいる人たちが、他の市に引っ越そうとは思わないような魅力づくりを、これからも積極的に取り組んでいければと思っております。賑わいのある、住みやすいまちを作っていくためには、これからも皆様には様々なご意見を頂戴できればと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

また、本日の会議ですが、我孫子市が決定する生産緑地地区の変更、そしてまた、千葉県が決定する都市計画区域マスタープランについて諮問をさせていただきますのでよろしくお願い申し上げます。

なお、皆様におかれましては2年の任期がそろそろ満了するという状況でございますけれども、今までの皆様の我孫子市に対しての暖かいご理解とご協力に、改めて感謝と御礼を申し上げまして挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い致します。

【吉成都市計画課長】ありがとうございました。なお、申し遅れましたが、私は都市計画課長の吉成です。また、本日出席している市の職員の紹介については、省略させていただき、本日お手元に配付した「出席職員名簿」をご参考にいただければと思います。

それでは、早速、審議の方に移らせていただきます。審議の開始にあたりまして、まずは、藤井会長より一言ご挨拶をお願いしたいと思います。会長、よろしくお願い致します。

【藤井会長】皆様、おはようございます。

【一同】おはようございます。

【藤井会長】市長からお話を伺いまして、計画しているものが着実に動き出している、特にインフラをベースとした都市の基盤となるものが着実に動いているお話を伺いまして、今日の都市計画審議会では生産緑地に関しては、かなり後追いの確認をしなければいけないという問題もございますが、整開保等に関しましては、我孫子のまちをどうやっていくのかを県と一体となって取り組んでいく面では、これからの環境保全を考えた中の新しい取り組みということで非常に大きな議題かと思っておりますので、皆様のご意見をいただきながら進めさせていただきたいと思っております。

また、任期満了に近づいているというご報告もございましたが、先日、市議選があったということをお伺いしております。その中で4名の委員の皆様も再選され、継続的に審議の場にご参加いただけるということで、今日は非常にうれしい気持ちで審議に入らせていただきたいと思いますので、どうぞまた、ご協力よろしくお願い致します。

【吉成都市計画課長】藤井会長、ありがとうございました。なお、市長は所用のため、ここで退席させていただきますので、ご了承ください。

それでは、ここからの議事進行は、藤井会長にお渡ししますので、よろしく願いいたします。

【藤井会長】ただいまより、第85回我孫子市都市計画審議会を開会させていただきます。では、審議委員12名ですが、10名の出席ということで規定によりまして、今回の審議会は成立しているということで会議を進めさせていただきます。

それでは、まず審議に入る前ですが、本日傍聴の方はいらっしゃいますか。

【鈴木主査長】傍聴者は、おりません。

【藤井会長】それでは、早速審議を進めたいと思いますが、まず、事務局より配付資料等の確認をお願いします。

【秋山主事】それでは資料の確認をさせていただきます。まず、本日配付資料として、お手元に出席職員名簿を置かせていただいております。

なお、本日配付の資料以外に事前に送付いたしました資料としましては、まず、本日の次第と都市計画審議会条例です。続いて、協議事項の資料ですが、右上に「H27.11.18 我孫子市都市計画審議会資料」と書いてある「我孫子市都市計画審議会運営要領(案)」・「我孫子市都市計画審議会運営要領(案)解説版」・「あびこの情報公開事務の手引き」の3点となります。

諮問事項の資料としましては、第1号議案の「我孫子都市計画生産緑地地区の変更について」、第2号議案の「我孫子都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針並びに区

域区分の変更について」、A3横版の「都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の新旧対照表」の3点となります。

本日お持ちいただいていると思いますけれども、お忘れの方がもしいらっしゃいましたら、事務局のほうでご用意いたします。以上で資料の確認を終わらせていただきます。

【藤井会長】ありがとうございました。それでは、審議のほうに移らせていただきます。本日の議案審議は、協議事項1点と市長からの諮問事項2点となっております。

それでは、まず協議事項から進めていきます。我孫子市都市計画審議会運営要領の案につきまして、事務局より説明をお願いします。

【鈴木主査長】それでは我孫子市都市計画審議会運営要領(案)について説明いたします。この運営要領(案)は、前回の都市計画審議会において成田委員からのご提案を元に提案のありました都市計画審議会における運営のルールについて定めたものであり、事務局が藤井会長、会長職務代理者の當麻委員、成田委員と調整を図りながら運営要領(案)と条文ごとの解説版を作成しました。

各委員の皆様には、事前に資料を送付させていただき、11月4日までご意見を伺いましたが、岡部委員より3点ほどご指摘があり、一部条文等を修正しました。それでは、修正箇所を含め、資料にしたがって説明させていただきます。

それでは、お手元の資料の我孫子市都市計画審議会運営要領(案)の解説版(A4両面刷り18ページ)に沿って説明させていただきますので、ご用意ください。

まず、解説版の1ページをご覧ください。第1条は、この要領が、都市計画審議会条例第7条の「審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。」との規定に基づき、審議会の運営に関し必要な事項について定めるものとするを明らかにするものです。

続きまして2ページをご覧ください。第2条は、会議の公正かつ円滑な運営を図るため、都市計画審議会条例第5条に基づき、会長が審議会を招集するにあたって行う会議の開催通知の時期や内容を定めるとともに、委員からの議案に対する質問要旨の事前提出について定めるものです。開催通知の時期については、会議までに委員が十分な準備を行えるよう、また、委員に議案に対する質問要旨の事前提出に協力してもらえるよう、やむを得ない場合を除き、開催日の10日前までとするとともに、開催通知には、議案とその資料を添えることとしています。議案に対する質問要旨の事前提出については、運営要領の第3条第2項で定めるとおり、議長が、あらかじめ委員から提出された質問要旨を整理したうえで、質疑の重複を避けるなど、円滑な議事の進行を図るため、各委員にご協力をお願いします。

質問要旨の提出先につきましては、岡部委員より、事務局である都市計画課を通じ会長に提出する旨を追加するようご意見をいただきました。

事務局としましては、運営要領の条文自体に追加するのではなく、解説版において、質問要旨の提出のあて先は会長となりますが、実際は、各委員から一旦、審議会の庶務を行う都市計画課にお送りいただき、都市計画課でとりまとめたうえで会長に提出させていただく旨の説明を追加しました。なお、質問要旨の事前提出が無くても、これまでどおり会議の場での質問は可能です。

続きまして、4ページをご覧ください。第3条は、議案の内容により複数の議案をまとめて審議した方が効率的に進行できる場合や、会議の時間配分上、順序を変更した方が円滑に進行できる場合など、会議当日に議長が必要があると認めるときは、審議会に諮って議案の審議順序を変更できるよう定めるものです。また、議長は、あらかじめ提出された質問要旨を整理したうえで、質疑の順序を考慮するとともに、質疑が重複したり関連したりするような場合には、一括して議事を進めるなど、円滑な議事進行に努めていただくよう定めるものです。

続きまして第4条の代理出席についてです。都市計画審議会の委員については、審議会の諮問機関であるという性格から、委員は、本人の個人的識見に基づいて選任されていると考えるべきであり、委員以外の者の代理出席は、通常認められないと解されています。

しかし、都市計画審議会条例第2条第1項第3号に掲げる関係行政機関や千葉県の職員の方々が委員とされている趣旨は、本人の個人的識見によるものというよりは、実質的には、その属する組織の意思を代表して表明することにあります。

そのため、こうした委員の方々が、やむを得ず欠席する場合でも、委員本人と同等程度に組織としての意思を表明しうる者であれば、代理で会議に出席し、議事に加わることができるよう定めるものです。

続きまして5ページをご覧ください。第5条は、審議会が議案についての理解を深め、より適切な判断が行えるよう、会長の求めによって委員以外の者に会議に出席してもらい、会議の中でその者の説明や意見を聴くことができるよう定めるものです。なお、会長は、あらかじめ委員に、出席を求める者の氏名や出席を求める理由など必要な事項を通知するものとします。

また、委員以外の者とは、例えば、県決定案件における千葉県の職員や地元提案型の地区計画案件における提案者などが想定されると考えます。

なお、岡部委員より、第5条に規定する委員以外の者と第2条に規定する臨時委員との違いを説明するようご意見いただきました。

現在、当審議会において臨時委員はいませんが、臨時委員は特別の事項を調査審議するため必要に応じて、若干名置くことができることから、運営要領の第2条第1項に、今日出席していらっしゃる1号から4号委員の方々に加え、臨時委員を含めた委員の方々に、要領上は「委員」と規定させていただきました。

このことから、第5条に規定する委員以外の者とは、例示したとおり、県決定案件における千葉県の職員や地元提案型の地区計画案件における提案者などが想定され、臨時委員

は委員以外の者には含まないこととなります。

また、岡部委員より、委員以外の者に、審議案件に係る「市職員」についても、解説の中で明記する必要があるのではないかとのご意見もいただきました。

会議に出席して議案等について説明する我孫子市職員については、開催通知の中でできる限り明らかにしますが、それ以外にさらに必要があると認める我孫子市職員がいる場合は、出席を求めていただくことも可能なことから、その旨を解説に追加しました。

続きまして、第6条の発言の制止等です。第6条は、限られた時間の中で会議の公正かつ円滑な運営を図るため、議長が会議の運営上や議事の整理上必要があると認めるときは、発言者の発言を制止したり、議事を中止したりすることができるよう定めるものです。

発言を制止するケースとしては、例えば、意見の分かれる案件などで、複数の委員が同時に発言したり、特定の委員が同じ意見を繰り返し発言している場合などが想定されると考えます。また、議事を中止するケースとしては、例えば、様々な意見があつて、限られた時間内では結論が出ず、審議を次回以降の会議に持ち越した方が良い場合などが想定されると考えます。

続きまして6ページをご覧ください。第7条は、会議中に委員が離席や退席をすることにより、会議の成立要件を満たさなくなる場合があることや、議案の採決にあたり、議長が出席委員の人数を把握しておく必要があることから定めるものです。

なお、離席とは、例えば、会議中にトイレに行くため一時的に会議場を退出するがいずれ戻ってくる場合をいい、退席とは、会議場を退出して戻ってこない場合をいいます。

続きまして、第8条の採決です。第8条は、議長が、議案の採決にあたり、各委員の可否の意思を明確に把握するため、議案を可とする委員に挙手をしてもらい、その結果を宣告することを定めるものです。

続きまして7ページをご覧ください。第9条は、市の情報公開条例などに基づき、会議の公開・非公開について定めるものです。審議会の会議は、情報公開条例第18条の規定により、原則公開としますが、同条例第7条各号に定める非公開情報を含む事項を審議する場合は、議長が、その都度、審議会に諮って、会議の全部又は一部を非公開とすることができることとします。また、会議の全部又は一部を非公開としたときは、議長は、その理由を説明し、明らかにしなければなりません。

なお、情報公開条例第7条で定める非公開情報は、解説版に記載しているように1号から6号までありますが、非公開情報に該当するかどうかの判断と、それを踏まえて実際に会議を非公開とするかどうかの判断にあたっては、別添の「あびこの情報公開事務の手引」で示されている各号の趣旨・解釈・運用を参考に、個々具体的に判断することとなります。

都市計画審議会では、会議を非公開にするかどうかの判断をするケースとして、例えば、多くの市民が関心を持ち、市民の賛否が拮抗するような都市計画の議案において、その審議の状況や採決の状況が公開されると、審議会が外部からの圧力や干渉等の影響を受けることなどにより、率直な意見の交換や意思決定の中立性が著しく損なわれる場合や都市計

画審議会の議案に関連して、審議会から市の内部で検討中の情報の提供が求められ、かつ、市が審議会に対して提供することを認めた場合において、検討中の未成熟な情報が公表されたり、尚早な時期に公表されたりすると、市民に無用の誤解や混乱を生じさせたり、投機を助長するなどして特定の者に利益を与えたり、不利益を及ぼすおそれがある場合が想定されると考えます。

続きまして10ページをご覧ください。第10条は、審議会の会議を公開するにあたっては、会議が公正かつ円滑に行われるよう傍聴要領を別に定め、これにより会議の秩序維持に努めていくことを定めるものです。

続きまして12ページをご覧ください。第11条は、会議録の作成と公表に関する事項を定めるものです。なお、会議録には、発言者名を付記した会議内容などを記載しますが、出席した委員の方々の承認を得たうえで作成します。また、作成した会議録は、非公開とした会議の会議録を除き、都市計画課と行政情報資料室において1年間閲覧に供するとともに、市ホームページに掲載します。

運営要領（案）についての説明は以上です。なお、この運営要領（案）を元にご審議いただいて、内容が固まれば、事務局としましては、本日付けで決定し、本日から施行したいと考えております。よろしくお願いいたします。

【藤井会長】 ありがとうございます。皆様には事前に何回かご意見をお伺いさせていただきました形の最終案としてこの要領案が出ています。何か委員の皆様でお気付きの点、あるいはご質問等ございましたら、お伺いしたいと思います。いかがですか。

【内田委員】 資料の2ページの開催通知等の第2条2項に関してですが、質問要旨を整理した上で質問の重複を避けるなど、円滑な議事の進行を図るという趣旨はよく分かるんですが、質問項目が重複していても、違う視点で質問もあると思うので、そのような場合は、重複しているとはいえ削除することのないようにお願いします。

【吉成都市計画課長】 内田委員のご指摘のとおり、同じような項目であっても質問の趣旨が違う場合もありますので、1人の方が代表して質問することではなく、質問を出した委員の方々の意見を聞くということは前提になると思います。ただ、事前にこういった質問が出ていることを会長が把握し、当日の議事進行に役立てるという視点で、できれば提出していただきたいという趣旨です。

【内田委員】 審議会という会議ですので、議論が深まるようにできるだけご配慮いただきたいと思います。

【藤井会長】 意見要望が出ましたので、事務局ではその旨の対応をお願いします。その他、

いかがですか。

【成田委員】条文の関係でなく解釈の問題として、臨時委員について皆さんと意思を確認しておきたいと思います。専門家として臨時委員を招へいし、審議に加わっていただくことは結構だと思うんですが、審議会には議案が関連する事項だけでなく、他の事項もあるので、臨時委員が指定された場合は、その案件に関わるどころの採決にのみ加わるという解釈でよろしいか確認したいです。

【藤井会長】事務局としては、今のご意見に関していかがですか。

【吉成都市計画課長】臨時委員というのは、特別な事項について必要な場合にその分野の専門的な見識を有する方に臨時委員になっていただいて審議をするという趣旨ですので、成田委員がおっしゃったとおり、臨時委員を必要とする案件についてのみ参加し審議していただく考えです。

【藤井会長】各委員の皆さま方、よろしいですか。それでは、その趣旨で事務局の方で進めていただきます。その他、いかがですか。

【當麻委員】11条の会議録の作成及び公表についてですが、内容自体はそのとおりで結構ですし、会議録も発言録として非常に克明に記録し公開しているので、非常に貴重な記録だと思いますが、当日の配布資料が公開されていないので、発言録だけ見ても関係者以外は、何を言ってるのか分からないと思います。今後は、差し支えないものであれば、市民の方がより理解を深めるために当日の配付資料をPDFなどにして掲載することも考えていただきたいと思います。

【藤井会長】事務局、いかがですか。

【吉成都市計画課長】當麻委員のご指摘のとおり、現在市のホームページでは、審議会の会議録しか公表していません。今後は、会議録と共に配付した資料をある程度の過去の分も含めて市のホームページに掲載しようと思っています。

【藤井会長】それでは、そのようによろしくお願い致します。その他、いかがですか。それでは、先ほど運営要領は、本日付けで決定して施行したいということですが、皆さまがた、ご異議ございませんでしょうか。

【一同】異議なし。

【藤井会長】 それでは、この運営要領に基づきまして、この後も審議事項については、採決は挙手を求めるという形から動き出してまいりますので、ご協力よろしくお願い致します。 それでは、続きまして諮問事項の1点目です。我孫子市都市計画生産緑地地区の変更について事務局から説明をお願いします。

【秋山主事】 まず皆様にご審議いただく前に、改めて生産緑地地区とはどういうものか議案の11ページの資料に基づきまして、簡単にご説明させていただきます。座ってご説明させていただきます。

それでは議案の11ページの資料をご覧ください。生産緑地地区とは、市街化区域内に残された貴重な緑地空間で、その緑地機能やオープンスペースとしての防災機能などにも着目し、農業などを通してこうした空間を適切に保全し、良好な都市環境の形成や維持を目的として都市計画として定めるものです。

なお、生産緑地地区の面積要件は、500㎡以上の一団の農地などとなっております。

生産緑地地区として指定された場合には、2点目の生産緑地地区に対する土地利用の制限等の(1)から(3)に記載のとおり、建築行為や宅地の造成などの制限が課せられますが、その反面、税法上のメリットとしまして固定資産税や相続税の優遇措置が受けられます。

関連法令につきましては12ページの「都市計画変更（廃止手続）について」をご覧ください。生産緑地地区は生産緑地法と都市計画法の2つによって定められております。生産緑地法では農地等の管理、義務づけをはじめ、土地利用の制限や行為制限の解除などを定めております。一方、都市計画法では土地利用をする区域、地区を定めております。

このような関係から生産緑地法により農地としての行為制限が解除されますと、都市計画決定の変更を待たずして農地以外の土地利用が可能になります。そのため都市計画上の生産緑地地区という位置づけだけが存在してしまうこととなりますので、都市計画法の手続により、生産緑地地区の変更・廃止をすることが必要になります。

以上、生産緑地地区についての説明とさせていただきます。

では、諮問事項として1号議案、我孫子都市計画生産緑地地区の変更についてご説明させていただきます。

資料の1ページ目をお開きください。今回の変更の対象となる生産緑地地区は107号中里別当地第1生産緑地地区です。この生産緑地地区は、0,22ヘクタールのすべて廃止ということになります。

おおまかな位置については資料5ページの赤枠で囲った部分、さらに詳しい位置につきましては、資料6ページ、7ページの黄色く塗られた部分をご覧ください。

変更の理由につきましては、2ページにありますますが、11ページの3点目のフロー図の手続の流れでご説明申し上げます。

この生産緑地地区には主たる従事者が2名おり、1名は死亡し、1名は農業等に従事することを不可能にさせる故障があったため、網かけ表示の部分ですが、買取り申出がありました。しかし、道路や公園などの公共施設の計画が無いことにより、市や県などが買い取るには至らず、引き続き我孫子市農業委員会やJA東葛ふたばを通して農業希望者へのあっせんに努めましたが、買取りを希望する者がなく、買取りの申し出の日から3か月が経過したことから、生産緑地地区内における行為の制限が解除され、生産緑地地区を廃止するものです。

今回の変更に伴う市内の生産緑地地区全体の増減につきましては3ページをご覧ください。今回は廃止のため、地区数は129地区から1箇所減って128地区、面積が合計29.93ヘクタールから29.71ヘクタールへと減少ということになります。

生産緑地地区の変更の経緯の概要につきましては4ページをご覧ください。先月の16日から先月の30日まで、我孫子都市計画生産緑地地区の変更の案の縦覧を行いました。縦覧の結果、縦覧者、意見書の提出、ともにありませんでした。

今後の日程としましては、本日の都市計画審議会の答申を経て来月上旬以降千葉県知事との協議、回答を経たのち決定告示を来月下旬ということで予定しております。

以上簡単ではございますが、ご説明を終わらせていただきます。

【藤井会長】 ありがとうございます。それでは、審議のほうに移らせていただきます。委員の皆様から、ご質問、ご意見等ございましたらお伺いしたいと思いますのですが、いかがですか。

【藤井会長】 はい。意見が無いというところで、私から恐縮ですが、生産緑地地区というのは、かなりむなしい計画であるのは理解した上でなんですが、我孫子市自体の緑の計画や全体像の中で参考までに教えていただきたいのですが、大体1人当たりの緑地面積は、どれぐらいを想定されているのか。また、生産緑地が年々減っていくに当たって、全体の1人当たりの緑を確保するために、現状が道路であるとか、都市施設であるとか、そういった兼ね合いは出ていなかったとしても、全体計画の緑を守るために緑地計画との関係でどうだったか、もし分かれば教えていただきたいと思います。

【吉成都市計画課長】 今日お配りしましたA3の区域マスの資料の18ページをご覧ください。千葉県の案では、緑地の確保目標水準と都市計画区域内人口1人当たりの緑地の目標水準として、平成22年は1人当たり21.4㎡であるものを平成37年には23.9㎡にする目標を掲げております。

【藤井会長】 なぜこの話をしたのかというと、全体の市の緑地計画と併せてどう考えていくのか、参考資料として出していただけるとありがたいという思いが個人的にはあります。

そうすることで、市の計画の中で生産緑地地区が減ったとしても、緑地計画として進んでいく公園整備や様々なものが連動して緑地確保に向けて進んでいるのかを参考として見ていただいたほうがよろしいかなと思います。恐らく、毎年、この時期にこの案件は出てくるかと思いますが、次年度は、是非そのような資料を添付をしていただけるとありがたいと思います。

【成田委員】 関連しまして、都市計画法を作ったときに市街化区域と市街化調整区域にかかってきた所の経緯をずっと引きずっているように思います。会長が言いましたように、市のほうでそろそろ整理しておかないと、高齢化といえどもやはり農業に従事されている方々の相続形態がこれからどんどん発生していきまして、これが今の法的な制度からいくと、死亡されますと、それを必然的に相続しないと生産緑地地区を廃止せざるを得なくなっていくという事なんですね。本来であれば、その都市計画上、生産緑地地区に指定してますから、これは必要だということで指定してるわけですので、それを継続する努力を市がどのようにしているのかという部分が問われるわけです。ただ、もともとの指定の段階が農業と都市開発のバランスということで農業継続者のところにはそれをある意味では自然的に認めてきた経緯があります。ですからその辺のところは本当に市が必要として生産緑地地区に指定している部分と、それから法的にその経緯の中でそう認めざるを得ないところをそれをもう峻別しておいたほうがよろしいかと思います。

【吉成都市計画課長】 緑の基本計画を作るときに、市街化区域の中の公園不足地区を洗い出しておりますが、その中に存在している生産緑地地区のどこを公園にしていくかというそこまでのところの優先順位というのはまだ付けておりません。生産緑地地区の指定をして30年経過するのが平成34年ですので、そのときに、買い取り申し出が出てきた場合にどうするかということを一応見据えたいうえて、公園の不足地区の状況について把握しているところです。

【成田委員】 この案件で云々ということではなくて、実際に今も農地をなかなか維持できないので、例えば、子どもの遊び広場に無償で貸していて、そこを使わせている状況の中で、そういう相続問題が出てきても、地主さんたちは「子どもの遊び場はもういらないので緑地指定を廃止してほしい」というふうなことを言っているけども、周辺住民が「そこは子どもの遊び場として実質的に公園みたいに使ってるからそれを相続してくれ」と。実はこういう事例がたくさんあるんですよ。行政も持ち主についてそういう意識はなかなかないのですけれども、たまたま周辺の方々の実態的にそういうふうに使ってしまっているので、公園的な要素が高まっていますけれども、行政的な形態で行政ランクで順位付けした時にそこが本当に必要なかとなってくると、なかなか必要性がずっと継続できない。というのは、子どもたちがずっとそのまま子どもでいればいいんですけども、年を取って大人

になると、そこが使えなくなっちゃう。そうすると、もう廃止しなければならなくなり、行政としてそこを緑地として持っていけるかどうかというと、これは非常に難しく計画性のない話になります。そのようなこともありますので、今、会長がおっしゃったことは非常に重要なことですね。そのようなことを先端の事例として常に参考にさせていただければと思います。

【藤井会長】どうしても、後追的なことではなくて、そういったものが出てきたら、そこを戦略的にアプローチできるような方向を事務局としてしっかりしておく。また、それをこの審議会という所で、これだけの委員が集まって議論するわけですので、その政策として緑の問題をどう考えるのかっていうことを一歩でも前向きに考えているような審議ができるようにしたいという思いがありますので、ぜひよろしくお願い致します。それでは、その他、よろしゅうございますか。はい、どうぞ。

【阿曾委員】この2件のうちのひとつは栗畑になっていたんですよ。でもそれが維持できなくなって、もう栗畑そのものが草山になって、栗園を継続できないという形で、買い取り請求っていうことになりました。農業委員会で現地見に行って、「どの農業もやれない」っていう結論を出して、それで今度は市長に買い取り請求やって、市長のほうでも我孫子市でも買い取り請求やっていまだに一件も申し込みがないというようなのが現状ですからね。どうしても農家をやってる人達は、平成4年のときには「生産緑地、これほどいいことはないよ」と言っていたけど、実際、今になって子どもに死なれたとか、一生懸命やってる所はとって農業できないっていう話で。どうしてもそういう理由付けで、生産緑地を農業委員会に、農業をやれないっていう証明を求めてくるんですよ。それで私たちの所は、つぶさにそれを現地を見たり何かして、もう、しょうがないよというような形で、そういう農業委員会としては意見を出して、それを元に今度は市長に買い取り請求してるのが現状であってね。実際、今の農家の後継者っていうのは非常に高齢者で、どこも耕作放棄地も出てるし、本当に緑、緑、っていうのも現実に生産緑地に指定された隣がやっぱり相続で売られちゃったというわけで。「生産緑地の緑地について、どうも我孫子市、何考えてんだ」というような、先ほども会長から話があったけども。緑の計画っていうものも確かに必要かもしれないけど、市としても緑を残すっていうことも大事かもしれないけど、今の農業の位置付けというものもよく理解されて、それで緑の保全という形もうまく、これやっていかないとね。そういうふうな形で。困った農家っていうことの心情も理解していただきたいなと思っています。意見として申し上げた次第です。

【藤井会長】ありがとうございます。やはり、従事されている方は、かなり大きな問題を抱えている。自分たちの農業とそれから市の政策と、連動してくるものですから。その所の狭間に入ってくるという問題でございますので、ぜひ、その面では市としては、行政

としては、全体像の中でどうするか。個々の部分をどう維持保存していくのか、あるいは継続していくのかというようなことを政策的に考えないといけない。そしてかつ農業とのその関係といったものをどう担保するかということもぜひコメントいただければと思います。それで、その他いかがでございましょう。特によろしゅうございますか。

それでは、意見が出尽くしたところだと思いますので、採決のほうに移らせていただきたいと思います。この審議案件につきまして、案にご賛成の方、挙手を頂けますでしょうか。はい、ありがとうございます。私も含めて全員賛成ということで、この案件につきましては、第1号議案は異存なしということで進めさせていただきたいと思います。

それでは、続きまして諮問事項の2番目でございます、「我孫子市都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針並びに区域区分の変更について」という「整開保」といわれている所でございます。こちらにつきまして事務局からご説明を頂きたいと思います。よろしくお願い致します。

【種主任】それでは、諮問事項2「我孫子都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針並びに区域区分の変更（千葉県決定）」についてご説明いたします。

お手元に、A4の資料で「第2号議案 我孫子都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針並びに区域区分の変更について（千葉県決定）」と書かれたものと、A3の資料で『「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の県案（H27.10.6）と市案（H27.5.27）の新旧対照表』をご用意ください。

ご説明に際して、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」を、以降、「都市計画区域マスタープラン」といいます。

まず、都市計画区域マスタープランについては、これまで2回、都市計画審議会において皆様のご意見を頂いてまいりましたが、10月に千葉県の案が固まり、都市計画法に基づき、県から市に案に対する意見照会があったことから、この度、諮問させていただくものです。

まずA4の資料をご覧ください。

1ページは、県の案に対する本市の意見をまとめたものです。我孫子市としては、都市計画区域マスタープラン及び区域区分の県の案の基本的な部分は、千葉県へ申し出た市の原案と整合したものであり、異存ないものと考えております。

本日は、この意見について、皆さまからご意見を頂ければと思います。

2ページから27ページは都市計画区域マスタープランと区域区分の案で縦覧した資料です。このうち、2ページから22ページは都市計画区域マスタープランの計画書、23ページの図は、線引き界（ちなみに、線引き界とは、市街化区域と市街化調整区域との境をいいます）や用途地域の概要、主要な都市計画施設、市街地開発事業などの配置を示した方針図で、24ページは都市計画区域マスタープランの変更理由書です。

つづいて25ページの区域区分の変更計画書をご覧ください。今回、市街化区域への編

入などによる線引き界の変更はありませんが、人口フレームの目標年次と人口フレームに変更が生じるため、都市計画の変更を行うものです。

人口フレームとは、将来の市街地の規模の算定根拠となるもので、我孫子市の場合、都市計画区域内の人口については、平成22年の実績が13万4千人であるのに対し、これから10年後の平成37年は12万3千人と想定されています。

また、そのうち市街化区域内の人口については、平成22年の実績が12万4千5百人であるのに対し、これから10年後の平成37年は11万5千人と、実績より少ない人口が想定されていますので、今後、我孫子市においては、市街化区域、特に住居系の市街化区域を拡大する必要性は低いとすることができます。

なお、この表の下に、「一般保留人口については、千葉広域都市計画圏における保留人口が想定されている」とありますが、これは、隣の26ページの表の上段にある「千葉広域都市計画圏」の右端に2万2千人とあって、この2万2千人の枠内で、我孫子も含む県下22都市計画区域が、必要に応じて市街化区域を拡大できるということを示しているものです。

つづいて、A3の資料は、都市計画区域マスタープランを、前回の都市計画審議会でお示した市の案と、10月6日から縦覧した県の案とで新旧対象表にまとめたものです。

それでは、前回の都市計画審議会以降に修正した、主な内容について、ご説明いたします。

まず、A3資料の5ページをご覧ください。「②本区域の基本理念」の、第5段落について、成田委員より、まちづくりは住民主体であって、県では、それを県の都市整備基本方針で明らかにし、市民団体やNPOの活動を後押ししていることから、都市計画区域マスタープランにもその旨を盛り込むべきとのご意見を頂いたことから、市の基本構想と整合を図った内容で、追記いたしました。

つづいて、同じく5ページの「○環境負荷の少ないコンパクトな都市づくり」について、甲斐委員より、9ページの①集約型都市構造に関する基本方針と整合させて、「歩いて暮らせるコンパクトな都市づくり」というところに、自転車も加えるべきとのご意見を頂いたことから、ご意見を踏まえて修正いたしました。

続いて、7ページをご覧ください。1番下から3つ目までの3つの段落について、ここは全て、前回の都市計画審議会の開催直前に県が書き換えてきた部分ですが、市の人口は平成23年4月から減少に転じていることや、我孫子市では市の中心拠点だけではなく5つの各駅周辺で都市機能の集積を図ろうとしていること、我孫子市では低密度な市街地が拡散している状況がないことから修正し、併せて、端的で分かりやすい表現に修正しました。

つぎに、12ページをご覧ください。⑤市街化調整区域の土地利用の方針、エ. 秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針について、「秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針」でありながら、「自然環境の保全・創出に努める」という自然環境保全の文脈と

なっていることから修正されたいとの県からの意見を踏まえ、都市的土地利用の計画的な誘導が主となるよう修正しました。

つぎに、13ページをご覧ください。「イ. 整備水準の目標」について、前回お示しした案では、県との協議により、一般的な市街地における幹線道路の整備密度の目安を「1㎓当たり3.5km」とする旨を記述していましたが、その後、市と県との協議で、「1㎓当たり3.5km」という数値目標に明確な根拠がないこと、各都市計画区域で土地利用状況が異なるため一律に「1㎓当たり3.5km」が目安とはいえないことなどから、数値目標は掲げずに、単に「地域の実情に応じて整備を進める」という表現に修正しました。

市では長期末整備都市計画道路の見直し結果等を踏まえ、本区域の実情に応じた整備水準の目標値は、1㎓当たり2.6km程度と考えていることや、ここは整備水準の目標として具体的な数値を記述すべき箇所であることから、市としては変更すべきではないと考えますが、県下統一記述であるならばやむをえないものと考えています。

以上が、前回からの主な修正内容です。

最後に、前回都市計画審議会からこれまでの経過と今後の予定についてご説明します。

A4資料の28ページをご覧ください。6月2日から16日まで、県の素案の縦覧を行いました。2名の縦覧がありましたが、公述の申出はなかったため、公聴会は中止となりました。

つづいて、10月6日から10月20日まで、県の案の縦覧を行いました。縦覧者はなく、意見書の提出もありませんでした。

今後は、12月21日に県の都市計画審議会が開催され、資料では平成28年2月となっておりますが、最新の情報では、平成28年3月に、変更告示が行われる予定です。

説明は以上です。それでは、よろしくお願いいたします。

【藤井会長】 どうもありがとうございました。それでは、早速ですが、審議に移らせていただきます。ご質問あるいはご意見等ございましたら、お伺いしたいと思います。いかがですか。

【関委員】 先ほど、『都市計画区域の整備、開発及び保全の方針』の対照表の中の5ページです。環境負荷の少ないコンパクトな都市づくりということで、『徒歩や自転車で生活できるコンパクトな都市づくり』は、非常に大事な視点だとは思いますが、一方で、この辺の将来都市像に絡んで少子高齢化の問題という考え方の中で徒歩や自転車以外のものを考えると、例えば、車いすや電動車いすもあるだろうし、そういう意味ではバリアフリーなコンパクトな都市づくりというのは歩いて行ける範囲の中に含まれるのではないかと思います。今後の技術の革新によって、進んだものがどんどん出来ていくと考えると、例えば、自転車等としておいた方が良く考えたのですが、いかがですか。

【藤井会長】事務局、いかがですか。

【吉成都市計画課長】今のご意見は、徒歩、自転車以外にも車いすやシニアカー等もあるので、徒歩、自転車だけに限定しないで、「等」を入れた方が良いのではないかと、というご意見だと思いますが、確におっしゃるとおりだと思います。ただ、自動車交通以外を代表するものとして徒歩や自転車という表現で読み取れるとと思っていますので、ご議論いただきたいと思います。

【藤井会長】 それでは私の方からお話しします。交通法のアプローチからすると、自転車は道路交通法の車両扱い区分になります。車いすやシニアカーは歩行者扱いのため、道路交通法という視点から見ると、徒歩と自転車となります。この区分けで基本的には問題はないというのが事務局の答弁です。ただ、今のように少しモビリティの手段が幅広く変わるため、それを含めたらどうかという議論を皆さんどう考えるかということかと思っています。ただ、今は自転車は自転車としての通行帯確保しなさいとか、そういう基本的な部分に変わってきていますので、歩行者枠の中で全部を捉えてしまって問題はないのかなと個人としてはと思っています。皆さま、他にいかがですか。

【関委員】 徒歩や自転車で生活できるっていうのは一つの代表的なものとして挙げており、少し抽象的な感じがします。もっと具体的なものとして、コンパクトなまち、都市づくりって一体どのような交通体系なのかと考えたときに、もう少し幅広く捉えられるようにしても良いと思います。

【藤井会長】 皆さまの意見はいかがですか。

【成田委員】 都市計画マスタープランといいますと、具体的な整備を定めるものでなく、将来のまちづくりの方向性の大まかなアウトライン、それから整備目標を考えるものです。例えば、これから車が自動運転になるため歩車道の分離をなくして一緒にフラット化しようというような政策を将来の方向を捉えながら考えていくわけですが、我孫子市でそういうところまで、どのくらい取り入れられるかというと、なかなか個々の問題を入れるのは難しいところがあると思います。都市計画マスタープランは、我孫子市独自のプランではなく、国の政策があり、県の政策があり、その次が我孫子市というような形です。そういうことから申しますと、表現としてどこまで入れるかというところは、マスタープランという行政政策の位置付けを考えたときにいろいろ細かくは入れにくいと思います。

【関委員】 具体的に話しすぎて申し訳ないんですが、我孫子地域は特に坂道が多いと思

ます。その狭い道で、車と人がすれ違うような非常に複雑な道になっています。高齢化がどんどん進んでいる中で坂道一つですら歩いて行けない高齢者も非常に増えています。そうすると、よく見掛けるのは、電動モビリティであったり、電動車いすであったりします。高齢化対応の我孫子市の将来像を考えるのであれば、そういったことをある程度視野に入れながら、狭い道でどうやったら高齢者が生活していけるかといった生活者の視点で考えることが大事だと思います。コンパクトなまちづくりと言う以上は、少し象徴的なことも大事だと思います。もちろん都市マスは、非常に広く象徴的なことをいうことだと思いますが、一方で、具体的な我孫子の将来像を考えたときに、坂道の多い我孫子市の中でできることの例として挙げさせていただきました。

【成田委員】 関委員のお話はごもっともだと思います。色々なことに対して色々な形で対応していかなければならない。もう一方では、行政計画のプランニングの段階というものが、都市計画マスタープランに基づいて、緑地計画や道路計画、河川計画、防災等、それぞれのプランにいくわけです。今おっしゃったのは高齢者の対応のためのプランニングをどうするかであり、福祉のまちづくりという形態の分野の中で具体的にどのようにしてやっていくのかということ、そちらのほうの場で議論していただく形だと思います。この都市計画審議会ですべての議論をすることになると、何時間あっても足りません。むしろ、都市計画審議会の議論がいろんな再議計画が定まっていることを前提にした議論になってしまいますので、なかなかそこまで行政計画として作っていくのは現実問題としては難しいだろうと思います。今、我々が議論しているのは、都市計画マスタープランという国の計画、県の計画、それから市の計画という行政計画の中で議論していかなければいけないと思います。

【藤井会長】 この件に関して、その他の委員の皆さまがた、いかがですか。

【茅野委員】 歩いて暮らせるっていう表現から、自転車まで含めるという甲斐委員の意見を踏まえて入れたわけですから、自転車だけでなく高齢者の移動手段を含めることは、何の問題もないと思います。この部分は確かに環境負荷の少ないコンパクトな都市づくりということですが、やはりコンパクトなまちづくりは、高齢者の配慮が強いと思うので、関委員がおっしゃったように、自転車に限らず自転車等として良いと思います。

【内田委員】 これからのまちづくりの方向性を示すという視点で言うと入れる場所は、「環境負荷の少ないコンパクトな都市づくり」に具体的に入れなくても、超高齢社会への視点は、ぜひ必要だと思っています。次のページに『安全で快適に住み続けられる都市づくり』があるのですが、安全というと、災害と発想しがちなんですが、安全で快適という意味から言うと、超高齢化が今の最優先課題だと思っています。こういうところに具体的な交通

網を入れなくても、我孫子の災害に強い都市づくりを進めると共に、超高齢社会への対応や超高齢社会を見据えて等の表現を一つ入れておけば、マスタープランとしての方向性は、オッケーなのかなと思います。具体的な個別の交通手段は別に入れなくても、「等」という言葉入れるぐらいでいいのかなと思いますが、方向性としては、入れた方がこれからを見据えていて良いと思います。

【藤井会長】その他、いかがですか。他の方々、よろしいですか。それでは、会長としてではなく、委員としての私の意見ですが、まずは、先ほど出てきた区域マスという少し大きなマスタープランというところから、今度は市の計画、さらに細部計画というときに、まず全体像として歩くまちを考えるとということを提案したとします。例えば、抵抗なく歩ける距離500メートルぐらい、当初の交通バリアフリー法では、大体1キロメートルぐらいの範囲、それを超える範囲は自転車圏という形で、他市では自転車圏としては2キロ、あるいは2.5キロぐらいまでを自転車圏としている所もあります。そういった中では1.5キロという非常にコンパクトなまちが物理的地理的な条件の中で我孫子の場合には拠点を中心にしてできそうだとということで1.5というような数字が一つ出てきていると思います。そういった中で歩くまちをつくるということは、歩くことを担保するインフラを含めて、計画を作り、そういう方向性が打ち出されていることであれば、それを受けたものが、駅を中心とした、あるいは公共施設を中心としたバリアフリー基本構想にきちんと反映されたバリアフリーの改善を図るような推進協議会で具体的なインフラ整備が継続できているかどうか、あるいは必要になってくるような利用者ニーズに合ったものが適用されているかということを検討していくことが通常スタンスなんです。歩くという行為は、例えば歩行者を考えたときに、そのメッセージ性を持たせるかどうか。これは皆さんのご議論にはなりますが、抵抗なく歩けるか、負荷がありながら歩くか。ここの場合には、快適に歩けるまちをつくらうじゃないかということの中には、その思想が基本入っていると私は理解しています。市の意見として、事務局がどうとりまとめるかという話ではありますが、区域マスとしては、歩けるまちをつくるんだと。自転車といったものが利用ニーズとして上がっていますが、例えば、自転車を失くしたって歩けるまちというメッセージ性といったものが、一つ大きなものになります。ただし、地域の市民生活の利便性を上げる自転車と歩行者と車、あるいは鉄道、こういったものの補強、保存といったようなインフラをきちんとやるんだという姿勢が出ているので、そのままでいいかなという気も致します。

先ほど出ていた、高齢化の支援策という形の中では、そういう方向性を検討するんだということが組み込まれることは、決して悪くないと思います。これは、私の個人的な意見です。その他、含めまして何かご意見ありますか。事務局の方は、いかがですか。

【渡辺都市部長】今、会長がおっしゃられたとおりなんですけれども、先ほどからご議論

いただいているように、全体の考え方は5ページで示しております。13ページの『自転車や歩行者が安全に通行できる自転車道や歩道の整備等、駅舎や駅周辺など含めたバリアフリー化による誰もが外出しやすい交通環境の整備』というような具体的な記述のところでは、歩いて暮らせるという中に車いすの方も含めて配慮するというので整理をしていますので、ご理解いただけたらと考えています。

【藤井会長】『誰もが』というのが一つのキーワードになってる、ということですね。

【関委員】徒歩や自転車っていうのは一つの象徴的なものであり、具体的なものとしては13ページに『自転車や歩行者が安全に通行できるように』があり、それをバリアフリー化にという流れになってきていると思うので「自転車等」としても矛盾はないと思います。

【渡辺部長】通常は、「徒歩や自転車等」となったときに、「等」の取り扱いが車いすとかシニアカーではなく、例えば、原動機付き自転車はどうなのかとか、いろいろ特定ができないので、もし入れるのであれば、車いすというような表現になってくると思います。そのようなことも含めて、先ほど内田委員がおっしゃられた『安全で快適に住み続けられる都市づくり』という所の中で『公共施設の充実やバリアフリー化』と記述をすることで補完しているのご理解いただければと思います。

【関委員】5ページは、『徒歩や自転車』となっていますが、13ページだと『自転車や歩行者』と逆になっています。文脈上そのようになっているのかもしれませんが、順番もそろえた方が良いのではないのでしょうか。

【藤井会長】はい、この辺はどうでしょうか。まず、その前に先ほどの『自転車等』といったところのご説明もございました。確かに等というと、原動機付き自転車等を含めた自動二輪、バギーと幅が広がってしまいます。あるいはパーソナル・モビリティなんて言ったときに、例えばセグウェイなんかも、まちなか運用できるようになってきていますので、何から何までどこまで入ってくるか分からなくなります。それに必要なインフラって何があるのかと別問題になってまいります。そういった視点からすると、この自転車のあとに等を付けるっていうのは避けた方がよろしいかなという気はします。

ただ、2点目として、今、ご質問があった『歩行者と自転車』、あるいは『徒歩と自転車』という表現。もしくはその順番の入れ替え。その辺のところの統一性はどうでしょうかという議論がありますが、事務局いかがですか。

【吉成都市計画課長】自転車と歩行者の順番の話ですけれども、13ページは『自転車や歩行者が安全に通行できる自転車道や歩道の整備』の自転車道や歩道の整備という言葉に

合わせて『自転車や歩行者が』としているだけなので、歩行者と自転車を入れ替えることは基本的には問題ないです。ただ、ここは交通施設の話なので、交通施設の中に当然、歩道も自転車道も入りますが、どちらかという大きな幹線道路、生活道路、さらに自転車道、歩道というように、大きなものから書いているので、ここは『自転車、歩行者』という順番で書きました。ここは、そういったことをご理解いただきたいのと、また元に戻って5ページの『徒歩や自転車で生活できる』ですが、『環境も含めコンパクトな都市づくり』というのを分かりやすく説明するため、もともとは『歩いて暮らせる』という記述でしたが、自転車もコンパクトな都市づくりに寄与して環境に負荷を与えないという甲斐委員からのご提案もあって、自転車も追加しました。さらに「自転車等」というと、先ほど部長からもありましたが、その「等」というのは何？ということになり、そこには自動車も入るのかなど、極端な話になってしまいます。コンパクトな都市づくりでは、おおむね歩いて暮らせて、自転車も含めて環境負荷の少ないまちづくりを進めていくという大きな方向性を示したところですので、事務局として「等」は入れない方がメッセージとしては伝わりやすいと思っています。

【関委員】先ほど内田委員もおっしゃってましたが、やはり超高齢社会への対応が大きな都市づくりのテーマだと思いますので、6ページの『安全で快適に住み続けられる都市づくり』の中にそういう表現を入れ込んでもらう方向性でご検討いただけるとありがたいと思います。

【成田委員】いろんな議論があって非常によろしいかなと思いますけれども、今議論されているのはマスタープランであり、ここは高齢審査委員会の場所ではありません。現在、我孫子市の総合計画審議会では計画の審議をしていますので、庁内で少し文言の整理をして事務局で調整をしていただきたいと思います。都市計画審議会では、我孫子の都市計画の方向性とエリア分け、具体的な都市施設の方向性を議論し定まれば良いと思います。今のような議論をされますと、ここでそれぞれ一つずつやっていかなければなりません。議論のレベルは、ある程度事務局に任せる部分と、この審議会でも議論するところを分けた方がよろしいのではないかと思います。

【藤井会長】そのとおりだと思います。私も今、このプラスアルファに関しては、事務局にお任せしようと思っていました。趣旨を組み込み連動させなければいけませんので、事務局に調整していただくということをお願いしたいと思います。ただし、先ほどの自転車等に関しては、説明にもありましたように、誤解されてしまうような、あるいは現状の法令の中でも認識されている問題ということを考えて中で、共通理解を持つ意味でも自由に意見を出していただきました。そこは事務局の方でご意見伺った中でどうするか検討していただければよろしいかなと思います。

【茅野委員】私も事務局の方にこの表現について研究してもらいたいと思いますが、やはり歩けない、自転車にも乗れないという高齢者がいるので、その辺の気持ちをしっかり酌んで表現を考えていただきたいと思います。

【藤井会長】それでは、自転車の扱いと高齢者、超高齢化に向けてといった文言に関して、適切な場所にどう加筆するかを含めて事務局で検討いただければと思います。その他、いかがですか。

【阿曾委員】12ページの「⑤市街化調整区域の土地利用の方針」の「ア」に、市の案でも、県の案でも「優良な農地との健全な調和に関する方針」ということで書かれており、また、都市計画法第2条で、都市計画法の基本理念という形で、もう明記されているところですが、実際、この案の「優良な農地との健全な調和に関する方針」の中に手賀沼周辺や利根川沿いの農用地区域に広がる集団的な優良農地は、今後も積極的に保全し、その他の農地についても保全に努める」とあります。「今後も積極的に保全し」となっていますが、積極的に保全しと言うけども、実際、沿道サービスや何かで、都市計画法上、開発行為などができるといふ、特例ありますよね。だからその辺について、積極的に本当に残せるものか、それとも、沿道サービスには上位法でどうしようもないのか。

【渡辺都市部長】基本的には、今の開発の基準ですと、国道の沿道については、沿道サービスができるということにはなっていますが、基本的には農振農用地については、開発を目的として農用地の解除はできないと市は判断していますので、都市計画法だけの考え方ではなく、いろいろな形で保全をしていく考えであり、引き続き保全をしていきたいと思っています。

【阿曾委員】そうですか。都市計画道路3・5・15号線の国道昇格も、平成25年に県報を見たら告示されていて、農民の皆さんが初めて分かったわけなんです。だから都市計画法の沿道サービスの要件を都市計画審議会で聞いてみようと思いました。

【藤井会長】そうすると、今の回答で少しホッとされましたですかね。基本的に農用地っていったところで担保されているというところですので。そういうご理解をいただければいいかなと思いますが。それでは、その他、いかがですか。

【成田委員】よろしいですか。2点ありましてですね。一つはタイトル。非常に細かいかもしれないですけど、実は大きな問題で。このタイトルのとおり、整開保まではいいんですけども、区域区分の表示が抜けてるんですよ。というのは、「整備、開発及び保全」

ですから、これは整備、開発のほうが先行し、「及び」ですから、「保全方針並びに区域区分」、「並びに」のあとに区域区分とありますけれども。「並びに」という表現は、保全と同等というような意味なんですね。今、この区域区分を除きますと、区域区分が整開保の中に入っているのかどうか、というふうに見られますんで。タイトルについてもきちんと法令用語として整理されているものですので、省略しないで使っていただきたいなというふうに思います。これが1点。これは、ただそのまま受けていただければいい話です。

それから、ちょっとまた少し聞かせていただきたいんですけども。都市計画道路について。何ページでしたでしょうか。

【藤井会長】 13ページですか。

【成田委員】 13ページです。例の都市計画道路の整備網密度の目安とされる、市街地1㎢当たり3.5kmについて、これは、都市計画をやってる者であれば、誰でも標準値としてずっと長く使ってきている数値です。これは、県の反対によってここを削除されなきゃならないっていうのは、これは市の考えではなくて、恐らく市も相当県になんか言われたんだと思いますけれども、この都市計画審議会の中で、なぜ1㎢当たり3.5kmという日本全国で使ってる数値を削らなきゃならないのか、その理由がここの中では非常に分かりにくい。このままでいきますと、都市計画区域マスタープランの中で我孫子市の都市計画道路の目標値が何も出てないということになります。市の案には1㎢あたり2.6kmという数字もございますけれども、少なくとも都市計画区域マスタープランは先ほど私が申し上げましたように、国の政策があり、それで県の政策があり、それで市の政策となっておりますが、3.5kmは法律には書いてなく、法的な条件でなくて都市計画基準の中で根拠が整理されてますから、法上はいいんですが、制度的にやはり違う形態の数字を出すのであれば、県からの回答ではこの審議会で議論するには少し難しいのかなと感じておりますので、その辺の経緯についてお話しいただければ。

【森都市計画課主幹】 この市街地面積に対する都市計画道路の計画の延長の数字につきましては、かねてから3.5kmというのを使い続けてきました。どこの市町村も足並みそろえて使っていましたが、長期未整備の都市計画道路について検証を行って、本当にできるものはやるし、要らないものはやめようという考えも出てきました関係で、各市町村が本当に必要な都市計画道路はどのぐらいなんだということで検証を進めた経緯があります。我孫子市の場合は、今、概ね2.6kmという数字で都市計画決定されていますが、検証をした結果、それほど長期にわたって今後問題になるネットワークの箇所がないと結果が出ています。そもそも都市計画区域マスタープランは、市町村ごとの特性に合わせて作るということを方針としているため、我孫子は現在の2.6kmという数字を使いたいと県に対して申し上げました。その後、他の市町村からも意見があったのか分かりませんが、千葉

県もよくよく考えると、確かに我孫子市の意見のとおり、全ての市町村で3.5kmという数字を書くのはいかなものかと考え方を改めて、「県下統一で3.5kmというのはやめる」と考え、今回このような形で直しました。実際、東京23区などの都市計画道路の計画延長も年報で調べてみますと、23区でさえ3.5kmを決定している区というのは、数えるくらいしかなく、都市計画道路という観点で捉えれば、我孫子市にしてみれば、過大に見える数値であると思っております。

【成田委員】 要は、今議論するその計画のレベルがどうなるかというふうなことなんですね。これは少なくとも、日本の都市計画を定めるにあたって、理想とする都市施設の在り方はこういうものですね、と。例えば、河川の、この間水害がありましたけど、河川整備に対して何ミリの降雨量に対応するような形で河川を整備していくと、住民の安全を守るんだというふうなところで、少なくとも利根川なんかは100ミリ以上とか、そういうふうなレベルで設定してますけども、我孫子市の場合はせいぜい30ミリぐらいですよ。で、それをしかし、じゃあ今30ミリで設定するかというとそうじゃなくて、やはり、どんな水害に対しても理想としてはそれに対応していくというプランがやっぱり必要なんですね。そのプランの中でも、そのプランのレベルによって、その数値をどのぐらい出していくか。当初の大きな目標っていうのは安全ですけども、具体的に財政と執行体制を考えたとき、無制限っていうわけにもいきませんから、例えば当面は75ミリだとか、というふうに河川の場合はやってるんですね。

どうも同じように今、東京で確かにそれはよく私も分かっておりますけども、基本的には、いわゆる理想的な都市をつくるには、その都市エリアの中に道路の面積はこれぐらいとか、それから公園の量はこれぐらいあるべきというふうに、そういう一つの目盛りがあるわけです。そこは、マスタープランで入れるか入れないかという議論はまた別にありますけども、今までマスタープランに入れてきたのを削るとなると、それなりの理由をきちっとなんかしてもらわなければいけない。

恐らく、その背景には、道路の整備計画。それをもう少しきちっと整理して、それで初めてこの数値が出てくるんだと思うんですね。今は、恐らく、我孫子市の計画では、都市計画道路は、1kmあたり3.5で全然落ち着いています。それは、もう当たり前だと思いますけども。都市域を考えたときにですね。そういうことで、今まで挙げてたものを急に下げるっていうのは、段階的に「理想としてはこれだけでも、現実の我孫子の将来人口だとか、都市域とかそういうふうなものを考えていったときは、そのレベルに直していく必要があるの」というふうなものが、本当は第1段階としてあっても良かったんですけども。県がそういう方針を出したっていうことなら、何か県にも整備計画のバックボーンがあってそれで出してるんだと思うんですね。千葉県全体が当然3.5にいてないのは、これだけ市街化調整区域が多いわけですから、それはもう当たり前の話だと思いますけども。その都市域でどのくらいかというとき、次の日本の整備計画というものをどうい

うふうに位置付けているかというようところが千葉県計画が分かれると非常にいい。説明しやすいのかなというふうに感じますけども。以上です。

【藤井会長】都市計画道路の見直しといったところが、千葉県下各市町村に計画の見直し、廃止を含めた検討をなささいという状況に今なってきていて、その中で廃止を含めた都市計画道路の骨格を見直した場合に、一つの都市計画基準になっている3.5kmといったものが担保されるのかどうか。あるいは、そうしないコンパクトなまちとするために、どういうアプローチをしたらいいのかということそのプロセスで検討しなきゃいけないという段階に入ってきているということなので、ある意味、個別にそれを維持してほしいという表現が説明なされたというのが事実なんですね。そうはいつでも、我孫子としては、「自分のまちはこういう方針でいくんだ」ということは、訴えていい状況ではありますので、私も2.6kmって見たときに、現状追随型でもうちょっと目標持ってもいいなというような率直な気持ちを持っています。3.5kmというのは、千葉県下統一の基準であるとしても、やはり我孫子のネットワークで見ると将来、現段階では2.6kmという数字があるのであれば、2.6kmを目標として書き加えておくぐらいの意気込みがあってもいいかなという気はしております。

【成田委員】まさしく、そのとおりで、段階的に計画数値っていうのは下ろすもので、いきなり下ろすものではない。だから、3.5kmという前の数字がありましたけども、今回は現状都市計画決定されている1㎢当たり2.6kmに訂正しますよという形態で2.6kmは付け加えたほうがいいと思います。

【藤井会長】私もそうと思いますが。その他皆さん、いかがですか。また県の調整が入ってくると思いますが、市としてはこういう方向性を打ち出したいよね、と言ってもいいと思います。はい。事務局から。

【森都市計画課主幹】補足的な説明になるんですけども、先ほどスケジュールの関係と絡んでくるんですが、今日の審議は、都市計画法第18条に「千葉県が都市計画を決定するときには、市町村の意見を聞いて決定する」という条文がありまして、今日はそのための会議ということになっております。それで、最終的に千葉県の都市計画審議会が年末に予定されており、その千葉県の都市計画審議会に対して各市町村が指定されたこの区域マスタープランの最終案に対しどういう意見を付けますかという答えを千葉県が求めており、その答えを出す会議だということです。そのためにこの会議を経まして、千葉県に我孫子市としての回答を上げなければいけません。この会議に先ほど、「等の字を付けたいな、付けてください」という意見を付した回答にするか、「1㎢当たり2.6kmに変えたいんだ」というような文言を、例えば、具体的に千葉県に対する文書に一筆添えて市長名で出すの

かどうかを今日決めなければいけない会議だということを一言、補足説明させてください。

【吉成都市計画課長】今回、諮問している内容としては、2号議案の1ページ目をご覧ください。県が固め案の縦覧を行った区域マスについて、我孫子市としては、今の都計道の整備目標の話ですとかありますが、基本的な部分については、我孫子市が県に申し出た原案と整合したもので異存はありませんということで、今回我孫子市としては意見を出そうと考えています。この市の意見について、今、森がお話ししたとおり、この審議会で「異存ない」ではなく、我孫子市としては、付帯意見を付けて出すべきかについて結論を出していただきたいと思っています。この後で事務局一任でっていうことでは、時間的ありませんので、その方向性を出していただければと思っています

【藤井会長】もちろん、それは理解しています。だから、文言内容等の調整を図るのは、事務局でやっていただくんです。ここの所に加筆しなければいけないような案件については、これは皆さんの合意で加えるか加えないかという意見を追加するということです。それで、最終的に個別の所を詰めていった上で最終的に皆さん、よろしいですねっていうスタンスです。ただ、やはり表現上のところで、例えば、自転車、歩行者一体どうするんだ、っていうのはここで議論はしなくてはいいいような話ですよ。ある意味、他の所のページを見ながら、ここの趣旨は、交通手段のことを中心に言ってるんだから、この順番でいいねとか、道路のインフラの整備の視点から見ると、この順番でいいねとかは事務局が判断されたら、それで直していただいても全然問題ありません。

【渡辺都市部長】おっしゃるとおりです。この文言につきましては、その前の所で、交通体系の整備の方針に基づいて整備を進めていくという中で、長期未整備になっている路線については、今後見直しを含めて検討していくと記述していますので、今の都市計画道路の全ての密度が2.6kmになっておりますが、最終的に見直すことに対して2.6kmではなくなる可能性がかなりあります。ですから、あえて2.6kmと記述をしてしまうと、上との調整でまた齟齬が生じてしまうことがあります。また、事務局としては、どこの見直しまたは廃止を検討するのかも、まだはっきり示せてない状況なものですから、今の段階では目標値をここで明確にして明記しておりません。

【藤井会長】そうしましたら、この修正案への対応の所の記述の仕方が少し違うんだと思います。県としては3.5kmと言っていて、それと合わせて、都市計画道路網の再整備の検討を我孫子市もやる中で、目標設定が将来のコンパクトシティに向けてとか、あるいは区域マスを含めた全体像で見たときのインフラとしての必要性を今後検証していくので、その目標値といったものが現段階では確定できないので、数値目標は外させていただくといった書き方をしといていただけると、皆さん、理解できるんだと思います。例えば、こ

れを2.6kmと考えてるんだと言われたら、考えてるんだっらいれなさいって話になってしまいますので、そこは、私が言った趣旨でよろしいんですね。

【渡辺都市部長】そういうことです。

【藤井会長】であれば、そういう理解の確認のほう、皆さま方にもしていただいて、現状のところは数値目標は伏せて、次のプロセスの確定した段階で組み込んでいくといったようなスタイルを取ったらよろしいかなと思いますが、皆さん、いかがですか。

【成田委員】確かに全国的に都市計画道路が計画して不必要ではないかということが今、国交省でいろいろやられていますので、その辺のことは流れとしては分かりますが、市の今のこの計画の段階にそういう流れというのはまだ下りてきてませんから、市の計画の整合性を考えたときに、いきなりゼロ百の表現になったりしています。それで今、会長が言ったような3.5kmは、もう落とさざるを得ないでしょうとなったとしても、いきなりどこまで落とすかっていうのは、これから整理しながら、他の整備計画や都市施設の計画との整合性を図りながら、数値目標はこれから整理していく方向性でいいんじゃないかなと思います。

【藤井会長】では、事務局ぜひそういう方向性でお願い致します。あと、もう一点。最初に冒頭でございましたタイトルです。こちらは、やっぱり正式な名称を記載していただきたいということで『および』『ならびに』という文章の問題です。ページを見ていただくと、今回の審理諮問で表紙の所は、『ならびに区域区分の変更について』と記載されているけれども、ページをめくってみると、『保全の方針』で止まっている。A3横の資料も、『保全の方針』という形でタイトルがカットされている。やはり、基本的な所は統一して使ってください。これは、よろしいですか？

【吉成都市計画課長】今回、2号議案ということで一括しております。まず、A4資料の2ページの『我孫子都市計画、都市計画区域の整備、開発および保全の方針』が一つの議案です。あと、25ページの『我孫子都市計画区域区分の変更』がもう一つの議案です。それを一つにまとめたものですから、この2号議案の表紙のタイトルとしては、このような表現にしておりますけれども、ここは、成田委員がおっしゃるとおり、保全の方針と区域区分の変更というのをきちんとかっこで書き分けてやるべきでした。大変申し訳ございませんでした。

【藤井会長】表紙が間違っているということですね。

【吉成都市計画課長】そうです。

【藤井会長】それでは、その他、いかがですか。

【内田委員】やはり地方分権がこれからの日本の国の一つの大きな方向性の中で、まちづくりというのは、その地域地域の特性を生かしてといく方向だと思いますので、こういう都市計画マスタープランにおいても、今までのように県が上位の行政機関という捉え方自体が私はもう古いのかなと思っています。なるべく住民の視点に立って、まちづくりを進めるとする市の方向性をしっかり持った上で、国とか県に対しても並列だっている意識を強くして、こういう計画作りにも臨んでいただきたいなと思います。これは、強い要望です。

【成田委員】まさしくそのとおりです。反論するわけではございませんけれども、地域のまちづくりは、地域できちっとやらなければならない。今、議論しておりますのは、この後の広域計画で幹線道路は、我孫子市だけで終了するわけではなくて、周辺の地域だとか、例えば、東京へぐるっと回って茨城の方を通過してなど、それは市独自でやれる計画ではないので、そこは広域計画として進めて行くべきだと思います。内田委員がおっしゃるように、地域のまちづくり、例えばコンパクトシティーとかについては、きちっと市が独自に計画を作りながら、いろんな市民にも聞き、将来の方向性を捉えながらこういう場も議論できればいいなと思います。今のところは、そこは分けて審議会も議論していきましようという提案でございます。

【内田委員】もちろんその広域的な視点もそうなのですが、その広域的な視点を持つ上でその原点は、やはり地域かなと私は捉えています。その辺の整合性を図っていただきたい。

【藤井会長】途中もお話があったんですが、都市計画マスタープランとの間に総合計画があり、市の計画として自分たちのまちをどうするんだということのある意味バイブルになるものでございます。そうはいっても自己主張だけしては、市としてなりたちませんので、これは県全体の中で、県をまたぐ問題としてという形の広域の都市圏の中で我孫子はどう生き残り、あるいは活躍していくか。そういった地盤を作るのは、やはり総合計画をきちんと持った上でのプランニングという理解になるかと思います。ただ、今回のこの区域マスに関しても、実際には総合計画を今組んでいるところですので、その基本的なコンセプトは入っているという理解はしていただいたほうがよろしいかなという気は致します。その他、いかがですか。よろしいですか。

それでは、審議出尽くしたなといったところかと思っておりますので、採決のほうに移らせていただきたいと思っております。採決に当たりましては、ご意見がございました表現上の取り扱

いについては、事務局にお任せをする。全体像の中身ということで、都市計画道路に関していろんなご意見ございましたが、最終的には県の方針、あるいは市の現状の状況から見て、原案のままでよさそうだ。というようなお話で落としどころになったかと思います。以上、考えまして、採決に入らせていただきたいと思います。

この方針に対しまして異議がない方、挙手をお願いできますでしょうか。はい。ありがとうございます。私を含めて全員が賛成ということでございますので、異存なしということで進めさせていただきたいと思います。ただ、いろいろご意見ございましたので、資料作成に当たってということでも委員の皆さま方が誤解しないような表現をぜひお願いしたいと思います。

それでは、以上で本日予定しておりました諮問事項等、協議事項を終了致しましたが、その他ということで、事務局からお願いします。

【吉成都市計画課長】今回その他という案件は特にはないんですが、冒頭市長の挨拶にもありましたとおり、皆さまがたの委員の任期が来月の25日をもって満了致します。

ひとまず区切りを迎えるということですので、ここであらためまして事務局からお礼を申し上げたいと思います。どうもありがとうございました。

【事務局】ありがとうございました。

【藤井会長】それでは、任期満了が間近ということですが、市議の皆さまがたは、またあらためてメンバーが替わる可能性もございますし、あるいは各委員の皆さまがたでも再任という形でお声が掛かる場合もございますし、ない場合もございます。もしも、継続的に我孫子市の都市計画審議会の中で是非ご協力してほしいという依頼がございましたら、引き続きお願いできればと私自身も思っておりますので、ご協力のほどよろしくお願い致します。

審議に当たりまして、都市計画審議会の中では、今回、動き出した運営指針を持ってない自治体がかなりあります。そういった中では、運営の仕方がコンパクトに、あるいは事前というルール化された形の中で動くということで、次年度以降、継続して議事進行等含めて都市計画の躍進につなげていければと思っておりますので、今後ともよろしくお願い致します。

それでは、全体通しまして、皆さまがたからご質問等がありましたら、お伺いしたいと思いますがいかがですか。よろしいですか。

それでは、以上をもちまして第85回の都市計画審議会を閉会したいと思います。どうもありがとうございました。

以上